

# 分会情報

第 2 号

2008. 1. 1

J R 東海 労 東 一 両 分 会

## 新年あけまして

## おめでとうございます！

分会執行委員長

板倉 晋



新年明けましておめでとうございます。  
今年もよろしくお祈りします。

昨年12月7日、私達の大切な仲間である渡辺能茂さんが突然の事故でお亡くなりになりました。

葬儀等の際にはご協力いただきありがとうございました。悲しく残念な事実ですが『ナベちゃん』を多くの仲間で見送ることができました。

あらためて、ここに哀悼の意とともにご冥福をお祈りします。



昨一年間は、ストライキに象徴される様に闘いの連続でした。共に闘った全組合員の皆さんに感謝します。とりわけ名古屋地本の加藤誠二さんに対しての懲戒解雇という不当処分が発令されました。逮捕もされていない、起訴もされていない、証拠も明らかにしない中で会社の「社内調査の結果」という一方向的な理由だけで懲戒解雇です。

もちろん加藤さんは窃盗などしていません。明らかに「美世志会」の仲間の判決に合わせた一連の政治的な弾圧であり、それに与する JR 東海会社の攻撃です。私達はこれを絶対に許すことはできません。断固解雇撤回に向けた闘いを継続して取り組んでいかなければなりません。

「主任レポート」反対の取り組みを闘いの節々で展開してきました。春闘の取り組み、加藤さんへの就業制限に抗議する取り組み、懲戒解雇後の闘いと様々な場面で提出拒否の闘いを創り出すことができました。あわせて「行動目標」等の提出拒否の取り組みも行ってきました。私達は問題だらけの「新人事賃金制度」が一方向的に実施され、内容を象徴する『あるべき姿』に書かれている「主任レポート」に反対してきました。社員間の不信感をあおり年功序列という労働者にとって安心感をもって作業・指導にあたることが出来なくなるこの制度に対して、制度の見直しを訴え続けると共に、他労組の仲間にも継続して共に反対する事を訴えていきます。

昨一年間の闘争を通じてあたり前の労働運動を実践することができました。本来、組合員が存在する職場での組合活動は保証

されています。「許可を得ていない組合活動は就業規則違反」として、職場内での組合活動を弾圧してきた会社に対して、職場内ビラ配布や会社施設（会議室使用）の便宜供与の申し込みなども行ってきました。しかし、ビラ配布も会議室使用も一度も許可されませんでした。『職場での組合活動は一切認めない』という会社の姿勢が現れています。

私達の行動は、去年の労働委員会命令や会社の不当労働行為が最高裁で明らかになった事実からも、正当な組合活動であることは明らかです。今後も自信を持って活動していきます。



ボーナス・定昇カット裁判と不当処分撤回を求めた都労委闘争において証人として東一両の仲間が証言し、堂々と会社の不当性を訴えてきました。どちらも今年中に判決・命令が出ます。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。



以上、2008年の新年を迎え、私たち東海労を取り巻く情勢、JR総連を取り巻

く情勢等は依然厳しいと言わざるをえませんが、私たちは労働者として、労働組合として、その立場を明確にしてしっかり闘います。一步一步、力を合わせ前進して行きましょう！

そのために、分会執行部は組合員の皆さんとしっかり意志統一をすると共に闘いの先頭で奮闘する決意です。

本年もよろしくお祈りいたします。

共に頑張りましょう！

## 行 動 予 定

- 1月14日(月) 13:30  
名古屋・鶴舞通信ビル  
本部「新春旗開き」
- 1月19日(土) 14:00  
目黒・さつき会館  
新幹線地本新春旗開き
- 1月21日(月) 13:30  
東京地裁 722号法廷  
カット裁判結審
- 2月10日(日) 10:30  
名古屋・ワークライフプラザれあろ  
第21回定期中央委員会
- 2月16日(日)  
新幹線地本委員会

※昨年末に取り組んだ  
「JR東海労平和基金」へのご協力  
ありがとうございました。